

議案第12号

朝来市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月27日提出

朝来市長 多次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年朝来市条例第8号）に基づく第2号会計年度任用職員については、常勤職員と同様に給料、手当及び旅費の支給対象とすることから、給料を支給される第2号会計年度任用職員に係る具体的な公務災害補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとするため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年朝来市条例第59号）の一部を次のように改正する

第5条に次の1号を加える。

(4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の朝来市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

## 議案第12号資料

### 朝来市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補償基礎額) 第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(3) (略)</p>	<p>(補償基礎額) 第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>